

地区社会福祉協議会 活動マニュアル



マスコットキャラクター
きらりん



新潟市中央区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会活動マニュアル 目次

1 はじめに	…1
2 地域福祉とは	…2
3 社会福祉協議会とは	…2
4 地区社会福祉協議会とは	…4
5 地区社協と区社協・市社協の関係	…5
6 地区社協活動のポイント(1)～活動する際に知っておいて欲しいこと～	…6
7 地区社協活動のポイント(2)～福祉課題を見つけよう～	…7
8 地区社協活動のポイント(3)～活動の進め方～	…8
9 地域活動事例	…10
10 地区社協の運営・会計	…12
11 地区社協と地域コミュニティ協議会の関係	…14
12 地区社協と地域福祉活動計画の関係	…16
13 社会福祉協議会と民生委員児童委員の関係	…17
14 新潟市中央区における地区社協の成り立ちの歴史	…18
15 地区社協モデル規約	…19

1 はじめに

新潟市中央区では、平成19年新潟市の大合併に伴い、各コミュニティ協議会を中心としたエリア単位に地区社会福祉協議会が誕生し、現在24の地区社協がそれぞれの地域で活動しています。

少子高齢化、核家族化、人口減少社会の到来により、人間関係の希薄化や社会的孤立等の地域生活課題が顕在化する中で、地区社協が住みなれた地域を範囲として実施する住民主体の地域福祉活動は、その必要性を増してきており、地区社協に対する期待はますます大きくなってきています。

このような現状の中、地区社協について「いまひとつわからない」「活動内容を説明することが難しい」「どのように活動を進めたらいいのか迷っている」といったお問合せが多く寄せられました。このことから、地区社協の役割や他組織との関係、活動のポイント、活動事例などをまとめ、本マニュアルを作成しました。

地区社協の役員など活動に関わる方に理解していただくとともに、地域生活課題を把握し、そのニーズに応えた活動を展開する一助となれば幸いです。

中央区社会福祉協議会

このマニュアルでは、タイトルや文章の中で
下記のように略語を用いたところがあります。

- ・社協 社会福祉協議会
- ・地区社協 地区社会福祉協議会
- ・区社協 区社会福祉協議会（中央区社会福祉協議会）
- ・市社協 市社会福祉協議会（新潟市社会福祉協議会）
- ・コミ協 地域コミュニティ協議会

2 地域福祉とは

一般的に「福祉」について多くの人は、高齢者、障がい者、子どもなど対象別に分けられたものがイメージされることと思います。しかし、そのような対象別とは異なる「地域福祉」という概念は、誰を対象とした福祉の考え方なのかイメージがつきにくいのではないのでしょうか。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく安心した生活を送るために、地域で暮らす住民の皆さんがそれぞれの役割を持ち、お互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる、体制づくりや組織化などの実践活動の総称です。

現在、国が目指す「*① 地域共生社会の実現」に向け、地域の福祉力を高めていく必要性が増してきており、住民の皆さんの理解と協力が求められています。

3 社会福祉協議会とは

社協は、全国、都道府県、市町村の単位で組織されています。*② 市町村社協は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域福祉推進の中核として位置づけられています。

そして、地域住民が身近な圏域において、主体的に*③ 地域生活課題を把握し解決していくための地域福祉推進の組織的基盤として「地域福祉推進基礎組織」を組織し、活動していただけるよう支援しています。

この「地域福祉推進基礎組織」を、新潟市では「地区社協」と位置づけ、全市で組織化されています。

上記 *①~③の用語の詳細はP3を参照

*① 地域共生社会の実現

令和3年4月1日に社会福祉法が改正され、地域福祉の推進の条文に、新たに「地域福祉を推進する際の目指すべき社会像(理念)として、地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」を規定しました。(第4条)

*② 市区町村社協の使命

全国社会福祉協議会は「市区町村社協経営指針」(令和2年7月改定)で「市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進することを使命とする。」としています。

*③ 地域生活課題(社会福祉法第4条第3項)

- (1) 地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題
- (2) 地域住民の地域社会からの孤立の課題
- (3) 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

※注※ 従来の日本の福祉はニーズを抱えた「個人」を支援対象者にしてきましたが、改正法では「世帯」を明確にしたところに意義があります。また、「教育」については学校教育のみならず社会教育も含むとされています。この社会教育が(3)にある「あらゆる分野の活動に参加する機会」につながっていきます。

社会福祉法第4条第3項(原文)

地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。



4 地区社会福祉協議会とは

地区社協とは、地域の住みやすいまちづくりについて地域内に住む住民の主体的な参加と協力により、みんなで考え、協議し、協力体制を整えながら地域生活課題解決のために地域の住民による自主的な福祉活動を展開していく住民組織のことを指します。

地区社協では地域生活課題の解決につなげるために、以下のような機能を発揮し、福祉活動を展開していくことを目指しています。

(1) 地域生活課題に対する意識啓発

地域内でどのような問題があるかを捉え、地域全体の課題として地域住民の理解を促すよう意識啓発などを実施していきます。(勉強会、研修会、フォーラムなど)

(2) 住民同士、各種団体とのつながりづくり

地域内での顔の見える関係づくりを目指して、住民が自発的に参加できる「場」を設けるなど、人と人、人と組織、組織と組織をつなげる取り組みを実施していきます。(あいさつ運動、地域の茶の間・サロン活動など)

(3) お互いを気にかけてあう見守り活動

日常のちょっとした変化に気づくためやお互いを気にかけてあう中で孤独感の解消などを目的として、住民相互の見守り活動を実施していきます。(気になる方への訪問、見守り活動の開催など)

(4) 地域内の困りごとを助ける生活支援の取り組み

地域住民の「ちょっとした困りごと」「あったら助かる」を解決するために、住民主体の生活支援の取り組みを実施していきます。(買い物や病院等への送迎、ゴミ出しなど)

5 地区社協と区社協・市社協の関係

地区社協と区社協、市社協とは上下関係にはありません。ともに「福祉のまちづくり」を進める対等な組織です。

地区社協は、区社協と協力し、地域住民に最も身近な存在として、地区社協ならではの地域福祉活動を展開し、活動で得られた情報を区社協と共有するなど相互に連携して活動を推進します。

また、区社協は市社協と協力し、ひとつの地区では解決できない広域的な課題などに取り組んでいます。

	地区社協	中央区社協	新潟市社協
性格	地域福祉推進の自主組織 法的な位置づけはありませんが、住民の自主組織です。 中央区には24の地区社協があります。	中央区内で具体的な地域福祉活動を支援するための任意団体 市内では8つの区に区社協が設置され、地区社協の支援を行っています。 （事務局は新潟市社協の職員）	社会福祉法に位置づけられた社会福祉法人 社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、社会福祉法人（民間団体）です。
対象地域	地区（小学校区または中学校区） 小学校区または中学校区の地域（コミ協エリア）が対象	中央区全体 中央区全体を視野に入れ、幅広い地域が対象	市域全体 新潟市全体を視野に入れ、幅広い地域が対象
取り組み	地区内の住民互助活動の取り組み 地域の福祉課題となっていることに対して、住民の助け合いによって解決できるように取り組みます。課題の把握や、周知などにも取り組んでいます。	中央区内の地域福祉活動の推進 ひとつの地区では解決できない全区的な福祉課題・ニーズへの取り組み、区全体で住みよいまちづくりを実現するためのボランティア養成、地区社協支援など地域福祉活動に取り組んでいます。	全市の地域福祉活動の推進 ひとつの区では解決できない全市的な福祉課題・ニーズへの取り組み、又、市全体で住みよいまちづくりを実現するためのボランティア養成、地域福祉や生活支援の介護事業などに取り組んでいます。
運営財源	区社協からの活動交付金、各種助成金等	会員会費、共同募金配分、寄付金、事業受託金等	会員会費、寄付金、公費補助、事業受託金、事業収入等

6 地区社協活動のポイント(1)

～活動する際に知っておいて欲しいこと～

1 地域の福祉課題とはなんだろう

地域生活課題のうち、私たちが人間らしく生きようとするときにそれを阻むもの、つまり私たちの普段の生活上の困りごと・心配ごとが地域の福祉課題です。また、個人的な問題だと思っていることが、実は地域の共通課題である場合もあります。

2 地域住民として同じ立場で考える

地域の福祉課題は、そこに住む住民としての視点で考えることが大切です。1つの問題があるとき、実はその地域共通のことである場合もあります。

3 定期的な役員会を開催しましょう

地区社協活動を進めるため、定期的に役員会を開催することが大切です。

4 さまざまな団体の声を聞きましょう

地区社協だけでは全てを解決はできません。地区内の様々な団体と協議し、ネットワークを活かして取り組むことが大切です。

5 コミュニティ協議会との連携

様々な立場の方の視点が入り協働していくために、自治会や民生委員児童委員など多種多様な構成団体で組織されているコミュニティ協議会との連携がとても重要になります。

6 個人情報を守り、支援に必要な情報は活かしましょう

地域の皆さんが安心して地域の福祉活動を実施するために、個人情報の保護に努めなければなりません。例えば、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供してはいけません。同意を得られれば支援のために活用しましょう。(例:見守り活動の名簿作り、福祉マップづくり等)

7 地区社協活動のポイント(2)

～地域の福祉課題を見つけよう～

地域の福祉課題はさまざまですが、すぐ思いつかないものです。下記の課題を参考にみなさんの地域にあてはめて考えてみてください。

1 家庭生活の問題

- ・要介護者を抱えている家庭が孤立していませんか
- ・ゴミ捨てや買い物、除雪に困る高齢者をどのように手助けしますか
- ・閉じこもりがちな高齢者の社会参加や介護予防をどうしますか
- ・子育て中の家庭をサポートするしくみがありますか
- ・頻繁に叱られている子ども、あざができている子どもはいませんか
- ・ヤングケアラーの負担が大き過ぎて、夢を諦めたりする状況はありませんか
- ・ひきこもり状態の人やそのご家族が相談できずにいる様子はありませんか
- ・様々な理由で孤立しがちな世帯はありませんか

2 健康生活の問題

- ・ずっと元気でいられるよう、体を動かす機会や場が身近にありますか
- ・もしも急に倒れたときの対応について考えたことはありますか

3 住民関係(ふれあい)の問題

- ・その地にずっと住んでいる方と新たに転入してきた方との交流はありますか
- ・向こう三軒両隣同士、あいさつができていますか
- ・近所の方同士、顔がわかる関係になっていますか

4 誰もが参加・活躍できる地域

- ・障がいのある人もない人もともに参加できる工夫をしていますか
- ・退職した方の経験や知識を地域福祉活動の中で活かさせませんか
- ・仕事をしている人や若い人も地域福祉活動に参加できる工夫はありますか

8 地区社協活動のポイント(3)

～活動の進め方～

地区社協活動の大きな流れは次のとおりです。

STEP

1

地域住民の声を知る

まず、地域住民の声（地域の福祉課題）を把握することが必要です。
以下、必要に応じてA～Dのような例により課題を知ることができます。

A 役員で話し合う

役員会で、それぞれが地域住民の声をもち寄り、自分たちの視点から見た地域について意見を出し合います。

B 事例検討

地域住民と普段から接している民生委員児童委員等が、活動で関わった事例を出し、話し合います。

個人情報保護・守秘義務に留意してください。

C アンケート調査

- ・簡単なアンケートを作り、地域の茶の間（サロン）や子育てサロンなど地域住民が集まる機会に説明し、回答してもらいます。
- ・地域住民に対し、アンケートによる*①標本調査を行います。

D 住民座談会

住民に集ってもらい、いろいろな意見を出し合います。

STEP

2

それは、なぜだろう？

STEP1で把握した課題が、なぜ出てくるのかを検討します。
個人的な問題が、実は地域としての問題だということはよくあります。
そのため、事前に地域の状況や*②社会資源を把握していくことが必要です。

STEP

3

では、どうするか？

STEP2の分析に対して、どうすれば解決できるかを考えます。

地域の社会資源を活用し、再発防止・予防的な機能が含まれるような内容を考えていくことが望ましいです。

新しい事業にする必要はなく、既存の活動でももちろん構いません。

地域の福祉課題に基づいた計画を立てることが重要なのです。

できれば、具体的な計画と目標設定ができる方が良いです。

STEP

4

やってみる

STEP3で計画した活動を行います。記録は必ずとっておきましょう。

STEP

5

ときどきふりかえる

活動過程において、適切な方法がとられているか、また、達成度や内容について話し合います。

役員だけでなく、利用者等の意見を聞くことが必要です。

話し合いのポイント

大人数で話し合う場合は、皆の意見を引き出すために6人程度のグループに分かれると効果的です。

*① 標本調査

標本調査とは、特定の集団(母集団)の中から調査対象(調査標本)を選び出して調査し、全体の統計を推定する方法です。真の数値を把握することは難しいですが、それに近い数値を少ない労力や費用で導き出すことができます。

*② 社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設、機関、個人、集団、資金、法律、知識、技能などのあらゆるものです。公共のもの、民間企業や店舗、ボランティア活動など全てを含みます。

9 地域活動事例

事例①

課題	地域の中に定期的な交流の場がない	
活動	年齢や障がいに関わらず、誰もが参加できる場づくりを検討する。 地域の茶の間や小規模サロンなど	

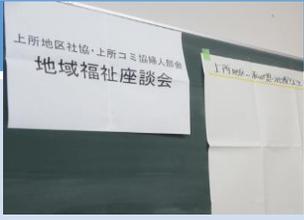
事例②

課題	閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者がいる	
活動	友愛訪問や敬老祝品の配付、緊急情報キットの配付などを通じて訪問し見守りをする活動を地域に広める。	

事例③

課題	ゴミ出しや買い物に困っている住民が多い	
活動	情報交換会を開き、実施している地域の取り組みを聞く場を作る。組織的に助け合える仕組みを考える。	

事例④

課題	住民の福祉意識を高めたい	
活動	勉強会を開催する（認知症サポーター養成講座など）。様々なことを話し合う住民座談会を開催する。	

事例⑤

課題	地区の福祉課題や取り組みについて情報共有したい	
活動	民生委員と自治会長の情報交換会を開催する。地区内の様々な取り組みをまとめ、紹介する広報紙をつくり配付する。	

事例⑥

課題	育児に不安をもつ保護者やいつも留守番をしている子どもがいる	
活動	子育てサロン、親子の居場所、子ども食堂を開催する地域の子育て支援に関わる団体の話し合いの場を設ける。	

事例⑦

課題	子どもの登下校見守りボランティアを増やしたい	
活動	犬の散歩をしながら見守る「わんわんパトロール」や地域の支持者であることを示すバンダナをつける「ながらパトロール」など、参加しやすい形態の工夫をして、地域内へ広げる。	

事例⑧

課題	外国の方や留学生がいて、何か困りごとがあるようだ	
活動	多国籍料理教室などを開催して交流会や歓迎会をする。気軽に相談できるしくみづくりを集まって検討する。	

事例⑨

課題	災害が起きた時が心配だ	
活動	避難状況がひとめでわかる「黄色いタオル活動」など、地域で災害が起きた時の地域の体制をつくる。	

事例⑩

課題	小学校や保育園・幼稚園との地域交流がマンネリ化している	
活動	地域の茶の間や老人クラブとの交流につなぐ。友愛訪問時に子どもたちが一緒に行けるようにする。訪問の時に渡すお手紙をかいてもらう。	

事例⑪

課題	地区社協活動を皆に知ってもらいたい	
活動	地区社協だよりの発行や回覧板、インスタグラムやフェイスブック等で発信をする。	

10 地区社協の運営・会計

各地区社協の規約に基づき、会長をはじめとする地区社協の役員が運営を担います。もちろん、様々な活動や取り組みについては、役員のみではなく、構成団体の方や、住民のみなさんとともに進めることになります。

地域住民から協力いただく社協一般会費を財源に、中央区では前年度各地区でご協力いただいた新潟市社協一般会費額の30%を活動費（地区社協活動交付金）として活用していただいています。また、必要に応じて中央区社協等各種助成金の活用もできます。

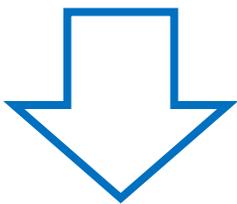
地区社協名義の銀行口座を用意し、年度毎の地区社協の収入・支出が明確にわかるようにする必要があります。

(1) 予算

毎年同じ活動にだけ使われていないか、地区社協活動交付金が適正に使われているかなどを確認し、地区社協だからこそできる活用方法について話し合う必要があります。

予算①

来年度の取り組むべき事業について、みんなで話し合い事業計画を立てます。

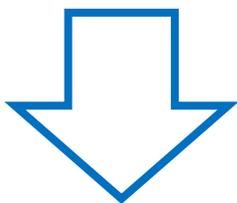


地域で何に困っているのか、何を優先すべきか話し合います。



予算②

事業ごとに、必要な経費を計算し、収入とのバランスをみて予算を決めていきます。



総会では、役員以外にもなぜこの計画と予算になったのか、理解し認めてもらうことが必要です。



予算③

地区社協の総会で作成した事業計画と予算を決定します。

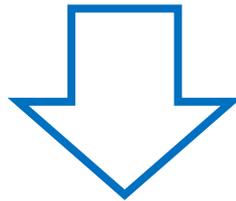
(2) 決算

年度が終了したら、金銭の出入りをまとめ決算書をつくります。

決算①

1年間の収入支出合計額を計算して、通帳の最終的な残高と金額が合っているか確認します。

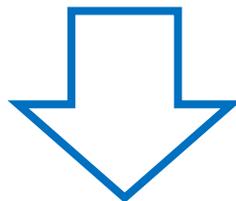
(収入の部合計 - 支出の部合計 = 通帳残高 になります。)



決算②

科目ごとに収入と支出の合計金額を「決算書」に記入します。

(①の通帳残高 = 次年度繰越金 になります。)



決算③

監査を受け、1年間きちんとした会計が行われていたことを承認してもらいます。

監査では、通帳や領収書についても確認を受け、年間を通して正確に会計が行われていたことを承認してもらいます。



11 地区社協と地域コミュニティ協議会の関係

新潟市内の地区社協の運営形態およびコミュニティ協議会（福祉部）との関係性は、設置時期や地域の実情により統一されていないものの、概ね3つに分類されます。

①地区社協が組織としては独立しているものの、実施事業を双方で協働する「独立型・協働方式」、②地区社協とコミ協福祉部と同一組織として位置付けている「一体型」、③地区社協が組織として独立運営している「独立型・分離方式」に分類されます。どの形態が理想の組織形態ということはありません。いずれもその地区の地域福祉を推進することを目的に活動しており、地域の実情に合わせた組織形態となっています。

①

【独立型・協働方式】

- ・組織、会計はそれぞれ独立しているが、互いの事業は協働実施する形態



<メリット>

- ・連携・協働した事業運営
- ・会計は分離
- ・地区社協の活動が明確となる

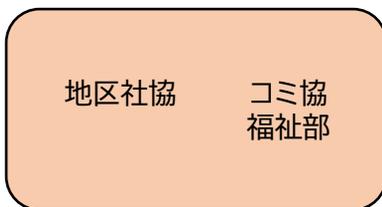
<デメリット>

- ・実施主体が不明確になる恐れ

②

【一体型】

- ・組織、会計、事業ともに一体的な運営をしている形態



<メリット>

- ・事業財源が豊富

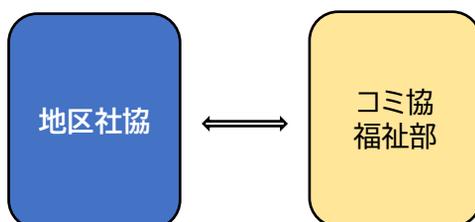
<デメリット>

- ・地区社協が埋没する恐れ
- ・会計の分離が難しい
- ・実施主体が不明確

③

【独立型・分離方式】

- ・組織、会計、事業運営ともにそれぞれで運営している形態



<メリット>

- ・独自の事業運営
- ・会計が明確に分離

<デメリット>

- ・独自性により連携が取りづらい
- ・より自主財源確保に努める必要あり
- ・地区社協の活動が活発化しにくい

「住民が主体となって、地域の福祉課題を把握し、解決していく」という目的は、コミ協も地区社協も共通であることは間違いありません。

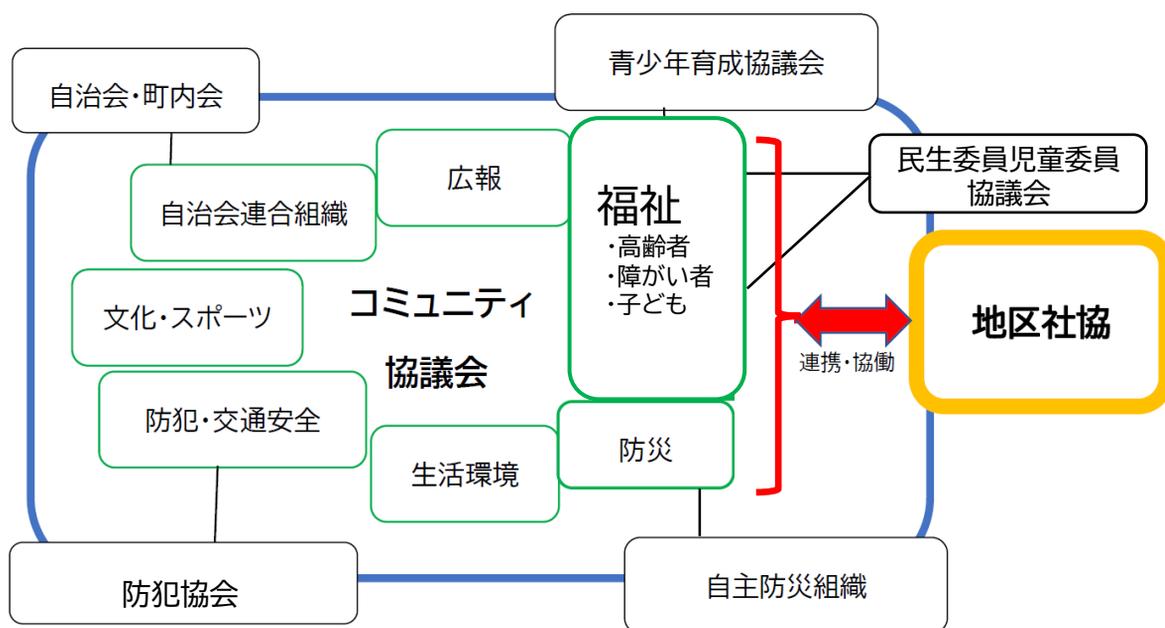
コミ協は、それぞれの地域に特化する役割を担う各団体等の集合体組織として、福祉の他、環境美化や教育、防災・防犯、町おこしや伝統文化継承など、あらゆる分野における取り組みをしています。

地区社協はそのうちの「地域福祉」の活動窓口となります。中央区における地区社協の形態は前ページの「独立型・協働方式」が中心となっており、コミ協との連携を進めながら活動を充実させていくことが大切です。

またコミ協と地区社協は別組織として、それぞれが各種の助成金を活用することも考えられます。(行政、社協、共同募金会、財団法人等)

10ページに、地域活動の事例を掲載しました。

コミュニティ協議会と地区社協のイメージ図



12 地区社協と地域福祉活動計画の関係

地区の特性に合わせて策定している地域福祉活動計画は、地区社協活動とも密接に連動しています。

地区社協は、地域福祉活動計画の具体的な実現に向けての活動をするのが役割の一つとして期待されています。地域福祉活動計画に記載されている事項を地域コミュニティ協議会と連携しながら実現していくことが大切です。

区社協はそれらの実現のために活動を支援していくことが役割として含まれています。

※「地域健康福祉計画」「地域福祉活動計画」とは

「地域健康福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための『行政計画』です。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉の担い手である地域住民や福祉活動を行う団体などの活動・行動をまとめた民間の計画です。（区社協の活動計画ではありません。）

この2つの計画は、地域福祉を進めるうえで互いに補完・補強しあう関係であることから、新潟市中央区では一体として策定しております。



13 社会福祉協議会と民生委員児童委員の関係

民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域の福祉向上に取り組むボランティアで、任期は3年(再任は可)、厚生労働大臣からの委嘱を受けています。中央区では17地区で定数351(主任児童委員含む/令和4年12月現在)の民生委員児童委員が活動しています。

民生委員児童委員は、「住民の立場に立った相談・支援者」であり、自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がい者の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、様々な相談に応じています。相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関との「つなぎ役」になっています。

中央区では、毎月行われる民生委員児童委員会長連絡会や各地区で開催される定例会に社協職員が出席し、様々な取り組みの協力依頼や周知、地域の福祉課題等の情報共有、情報交換を行っています。

地区社協は、地域に密着した活動を実践している民生委員児童委員と連携・協力して、活動することが望まれます。

14 新潟市中央区における地区社協の成り立ちの歴史

【新潟市】

昭和43年	地区社協発足（行政の東、中、西、北地区事務所、福祉課に本庁第一及び本庁第二）⇒ 6地区社協 自治連合会を中心に地区社協の組織として「支会」を設置
昭和44年	「会員規定」制定
昭和58年	「地区社会福祉協議会設置要綱」制定
平成8年	本庁第二地区から坂井輪地区と南地区が分離独立 東地区から石山地区が分離独立（行政区域の変更に伴い） ⇒ 9地区社協
平成13年	黒埼地区（黒埼町社協合併に伴い）⇒ 10地区社協
平成16年	市町村合併前に本庁第一と本庁第二を統合 ⇒ 9地区社協
平成17年	市町村合併に伴い、合併13市町村を地区社協とする。⇒ 22地区社協 行政主導により、小学校区または中学校区に「地域コミュニティ協議会」の設置がはじまる。
平成19年	政令指定都市への移行に伴い、8つの区社協を設置。 地区社協は各区社協の状況により設置する。

【中央区】

昭和43年	本庁第一、本庁第二、東地区の各地区事務所管轄区域に「本庁第一、本庁第二、東地区社会福祉協議会」を設置する。事務局を各地区事務所厚生係に置く。
平成8年	本庁第二地区から坂井輪地区と南地区が分離独立 南地区事務所管轄区域に「南地区社会福祉協議会」、を設置する。事務局を南地区事務所厚生係に置く。
平成19年	政令指定都市移行に伴い、中央区役所管轄区域に「中央区社会福祉協議会」を設置する。事務局は行政と分離し、社協プロパー職員を配置する。 25支会体制でスタート。
平成20年	平成20年4月から、名称を「支会」から「地区社会福祉協議会（地区社協）」に変更。
令和元年	令和元年4月から、本馬越地区社協が沼垂地区社協に統合。 24地区社協体制となる。

15 地区社協モデル規約

〇〇地区社会福祉協議会規約

(目的)

第1条 地区社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、中央区社会福祉協議会(以下「中央区社協」という。)の業務に協力するとともに、自主的に地域内における地域福祉活動を行うことを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 本会の名称は、〇〇地区社会福祉協議会と称し、事務局を〇〇に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) お互いを気にかけてあう見守り・声かけ活動
- (2) 住民同士のつながりをつくる交流活動
- (3) 地域内の困っている人を助ける生活支援の活動
- (4) 本会の目的達成のために必要な活動

※それぞれの地区の実情に応じて、記載内容の追記・変更は可能

(構成員)

第4条 本会は、地域に居住する住民及び主旨に賛同した団体・事業所をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 〇名
- (5) 理事又は幹事 若干名
- (6) 監事 〇名

※それぞれの地区の実情に応じて、記載内容の追記・変更は可能

(役員任期)

第6条 役員任期は〇年とする。ただし、再任は妨げない

(役員職務)

第7条

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。
- (4) 会計は、会計事務を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員会)

第8条 本会の役員会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

(総会)

第9条 本会の総会は、役員及び構成員の属する構成団体等をもって構成し、会長がこれを招集し、その議長となる。

(経費)

第10条 本会の経理は、中央区社会福祉協議会からの活動交付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要事項は本会で定める。

附則

この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

地区社会福祉協議会 活動マニュアル

令和5年(2023年) 3月発行



新潟市中央区社会福祉協議会

〒951-8062

新潟市中央区西堀前通6番町909番地Co-C.G.(コシジ) 3階

電話:025-210-8720 FAX:025-210-8722

メール: chuouku@syakyo-niigatacity.or.jp